

○上天草市病院事業における受託実習生の受入れに関する要綱

制定 平成29年5月8日病院事業管理者決裁

上天草市病院事業における受託実習生の受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この規程は、上天草市病院事業（以下「病院事業」という。）における受託実習生の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託実習生」とは、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、栄養士、理学療法士、作業療法士等の医療従事者等の養成を目的とする学校若しくは養成所又は上天草市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認めた学校又は施設等（以下「養成機関等」という。）の学生等で当該養成機関等の長から実習の委託の申請に基づき、病院事業で実習生として受入れを許可された者をいう。

(申請)

第3条 養成機関等の長は、実習のため学生等を病院事業に委託しようとする場合は、実習委託申請書（様式第1号）により、管理者に申請しなければならない。

(許可)

第4条 管理者は、前条に規定する申請があった場合は、病院事業の業務に支障がないと認められるものに限り、受託実習生として受入れを許可するものとする。

2 管理者は、前項により受託実習生の受入れを許可したときは、当該養成機関等の長に受託実習受入許可書（様式第2号）を通知するものとする。

(受入期間)

第5条 受入期間は、受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第6条 養成機関等の長は、受託実習生の受入が許可されたときは、受託実習料を納付しなければならない。

2 受託実習料の額は、養成機関等の長と管理者の協議により決定する。

(遵守事項等)

第7条 受託実習生は、法令及び病院事業の諸規定を遵守し、実習指導者等の指示に基づき、実習しなければならない。

2 受託実習生は、実習の開始前に個人情報保護に関する誓約書を管理者に提出しなければならない。

3 受託実習生は、病院事業の情報システムを利用する場合には、前項の誓約書に併せて医療情報システムの利用登録申請書兼誓約書を管理者に提出しなければならない。

4 受託実習者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 実習期間中は、実習に専念すること。

(2) 業務に対して非協力的な行動をとり、病院事業に秩序を乱す行為をしないこと。

(3) 実習に当たって知り得た秘密を漏らさないこと。

5 受託実習生を受け入れる部門の長（以下「所属長」という。）は、受託実習生が患者と直接接する場合には、事前に当該患者の了解を得なければならない。

（損傷の責任）

第8条 養成機関等の長は、受託実習生の故意又は過失により生じた施設及び設備等の損傷については、法令で定めるところによりその責を負うものとする。

（傷害保険）

第9条 養成機関等の長は、受託実習生の実習中の事故等に備えて傷害保険等に加入するものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 受託実習生は、実習に関する事故が発生した場合は、次の各号に従うものとする。

(1) 実習のための登院及び帰宅中に発生した交通事故等の災害に関しては、病院事業はその責に任じない。

(2) 機械器具等を破損した場合は、直ちに所属長及び養成機関等の長に報告し、指示に従う。

(3) 医療事故又はヒヤリハット（重大な事故に至らなかったものをいう。）

が発生した場合は、直ちに所属長及び養成機関等の長に報告し、上天草市立上天草総合病院医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアルに基づいて行動する。

- (4) 感染事故が発生した場合は、直ちに所属長及び養成機関等に報告し、上天草市立上天草総合病院感染対策指針及びマニュアルに基づいて行動する。

(オリエンテーションの実施)

第11条 所属長は、受託実習生に対し、実習の開始時に、実習カリキュラム、本規程の内容、上天草市立上天草総合病院医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアル、上天草市立上天草総合病院感染対策指針及びマニュアル等について、オリエンテーションを行うものとする。

(実習生の評価)

第11条 所属長は、受託実習生の実習内容について、養成機関等が定める様式により評価を行うものとする。

(実習の停止及び許可の取消し)

第12条 管理者は、受託実習生が病院事業の諸規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があった場合は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は許可を取り消すことができる。

(事務)

第13条 受託実習生の受入れに関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか受託実習生に受入れに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。